

寒川町都市公園条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10 _____</p> <p>_____を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(加える)</p> | <p>(公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10(令和7年寒川町告示第56号における都市公園を設置すべき区域に設置される都市公園にあっては、100分の20)を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 <u>令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。